## 三田市都市計画税条例新旧対照表

第1条~第7条 省略

付 則

1~3 省略

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

4 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第45項の条例で定める割合)

現行

5 法<u>附則第15条第45項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

## 6~17 省略

18 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項、第 45 項若しくは第 48 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。

以下省略

第1条~第7条 省略

付 則

1~3 省略

(法附則第15条第43項の条例で定める割合)

4 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)

改正案

- 5 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 6~17 省略
- 18 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、<u>第 43 項、第 44 項</u>若しくは<u>第 47 項</u>、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。

以下省略